

2005.11.21：総務財政委員会

「工事検査事務について」

池田友信委員

今回の工事検査事務について、再確認させてもらいますが、仙台市が発注したのに対して仙台市が確認をする、検査するという内容で、その結果もその状況だということで確認させていただきますが、今までの検討、それから今論議されたことも含めて、要はPFIも含めて、民間で発注して民間で工事をしたものは民間が検査をし、そして区の建築宅地課等で確認をするという形になるわけではありますが、民間の検査確認というか、検査項目というか、検査事務についてはこのように準じてやっているのかどうかというのが一つと、それから、区でこれから確認をする場合は、そういった検査事務状況について照らし合わせて確認をするという形になっているんですか。その辺お願いします。

財政局参事兼検査課長

検査なんですけれども、区役所で実施する、あるいは民間の検査機関が実施する検査といいますのは、建築基準法上の検査になります。我々が検査するのは、それが基準法上の適合検査をしっかりと受けているかという確認と、そのほか、仕上げの程度はどうだ、工程の管理はどうだということでございますので、必ずしも民間が我々と同じような検査をしているかということであれば、異なるところが多いのではないかと思います。

企画局長

私どもの方から若干補足をさせていただきます。まず、PFI事業の場合に限りましてでございますが、基本的には先ほど直営での検査項目の説明がございましたが、これと同様の内容でPFI事業者に対してしっかりと検査をなさいたいというふうなことで、私どもとPFI事業者間の契約書の中で定めているということでございます。そして、まさに発注者であります仙台市側がそれを確認すると。さらに建築確認の都市整備ラインの方でも確認をするという流れでございます。

池田友信委員

PFIの件もあるんですけれども、民間が発注するもので、宅地とか何かも含めて発注した場合のものについても、結局、検査項目というのはあくまでも建築基準法のみで、要するに検査項目はこのような状況ではないというわけですね。簡単に言いますと、建築ですね、例えば宅地なども含めて、あくまでも建築基準法の範囲内ということですか。

財政局参事兼検査課長

少し説明をしないとイケないんですが、検査には、市の建物でも我々が最終的に検査をするんですけれども、区役所あるいは建築指導課の検査も同時に受けているんです。同じように、民間施設、PFIは考えない、まるっきり民間の施設のお話を申し上げますと、民間の施設でも基準法上の検査というのは市の建物と同じように受けなければなりません。それ以外に我々の検査員と同じような検査をする人が、建築主側から依頼された、例えば設計事務所とかが検査をすることになるわけです。その検査の仕方は、先ほど申し上げましたように我々の検査要領によっているかどうかはちょっと把握しておりませんので、異なるかもしれないということでございます。

池田友信委員

この要旨はわかりました。仙台市が発注して仙台市が工事するものはこういうふうきちんとやっていますよという部分だと思うんですね。こういうふうにやりますと。問題は、先ほど言われたPFIがこれからどんどんふえていくと。大きいものと、例えば天文台もそうですね。そういうふうな状況になった場合に、民間で検査をして、確認するのは仙台市の区役所でやるわけでしょう。確認はPFIだとしないんですか。

財政局参事兼検査課長

先ほど申し上げましたように、基準法上の検査は区役所でやります。

池田友信委員

基準法上の部分がありますが、例えば振り返ってみると、何でこんな問題が起きているのかというふうに、例えば水害の問題を振り返っていくと、誤接などというのは全くひどい話なので、宅地排水を何で雨水管につけなくて污水管につないでいくのかと。これはもう検査と確認が全く手抜きをしたわけですよ。結局どんどん区役所の方で対応するような形ができていく状況なのか、欠陥は何だったのかということに非常に私は疑問を感じています。大体7,000件もあるなどというのは、あんな状況を何でしたのかと。

したがって、確認の仕方と検査の仕方というもののあり方を、仙台市が工事発注した仙台市の施設だけは、これはいいですよ、立派につないでも。今後そういう部分に対するありようということ、これから本当に真剣に考えないといけないのではないかなと。特にPFIについてはPFIに任せるような感じになってしまうわけですよ。こちらは建築基準法だけで違法でないかどうか

だけの審査をするわけでしょう。確認だけでしょう。建築基準法で法律に定めていない、斜め振れどめなどというのはまだ法律になっていないんでしょう。だから、そういうふうな部分でいくと、違法でないから今回まかり通ってしまったというふうな形に私は解釈するんです。以前の部分では全部斜め振れどめの部分でも入っていないプールなどはたくさんありますから。そういう部分では、私としても斜め振れどめの部分が原因だと限定するのは早計かなとは思っている一人なんですけれども。

そういう意味で、仙台市としてのそういった民間発注で民間検査された後の確認の仕方ということは、今回はこれは市で発注して市で検査をするという項目なんですけど、あわせて、これからこういうものの確認の仕方のあり方ということについて十分考えなくてはいけないのではないかと思います。こう考えていくと、仙台市で発注して仙台市で確認するものがどんどん限定され、絞っていったような感じにもなりかねないですね。そういう部分で、区の確認の仕方のあり方ということについての今後の考え方も含めて、ありましたらお願いします。

企画局長

P F I に限りまして御答弁させていただきます。事業契約に基づきまして、施工の検査、確認、この辺は民間側に任せるとというのが従来の P F I の手法でございます。まさにそれが今回の松森のケースの場合、やや問題があったというような状況が出たわけです。そういったリスクマネジメントをどうするか、これは重大な課題でございます。さきに設置いたしました P F I 方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会、ちょっと名前が長いんですけども、この検討委員会の議論も踏まえまして、その辺の行政の関与のあり方をどうするか、これから検討してまいりたいと思います。